○経済産業省告示第百八十四号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月八日　　経済産業大臣　小渕　優子

平成26年度以降の５年間についての石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、別表第１に掲げる年度ごとに同表の石油の備蓄の数量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第２に掲げる年度ごとに同表の石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げるとおりとする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設の容量は、石油にあっては、別表第１に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第２に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとする。

別表第１

年度（平成）	石油の備蓄の数量（単位　千キロリットル）	新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量（単位　千キロリットル）
26	民間備蓄　29,464	—
	国家備蓄　50,471	
27	民間備蓄　28,967	—
	国家備蓄　50,471	
28	民間備蓄　28,377	—
	国家備蓄　50,471	
29	民間備蓄　27,866	—
	国家備蓄　50,471	
30	民間備蓄　27,381	—
	国家備蓄　50,471	

備考

石油の備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油（製品換算）及び国家備蓄石油（原油換算）の数量である。

（参考）

年度（平成）	石油の備蓄の数量（単位　千キロリットル）
26	産油国共同備蓄　850
27	産油国共同備蓄　1,000
28	産油国共同備蓄　1,000
29	産油国共同備蓄　1,000
30	産油国共同備蓄　1,000

備考

産油国共同備蓄は、我が国が産油国に国内の石油タンクを貸与し、平時には産油国が当該タンクを中継・備蓄拠点として活用する一方、石油の供給危機時には当該タンクに蔵置された石油在庫を我が国へ優先供給する枠組みである。

別表第２

年度（平成）	石油ガスの備蓄の数量（単位　千トン）	新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量（単位　千トン）
26	民間備蓄　1,528	—
	国家備蓄　952	
27	民間備蓄　1,539	—
	国家備蓄　1,150	
28	民間備蓄　1,544	—
	国家備蓄　1,348	
29	民間備蓄　1,552	—
	国家備蓄　1,500	
30	民間備蓄　1,574	—
	国家備蓄　1,500	

備考

石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油ガス及び国家備蓄石油ガスの数量である。

○国土交通省告示第八百八十九号

別紙指定法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

東北横断自動車道酒田線

寒河江市大字寒河江字山西甲一一七〇番二から同市大字寒河江字久保甲一一九三番一まで

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名称　都市公園管理者　山形県

所在地　山形市松波二丁目八番一号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

兼用工作物の維持、修繕及び災害復旧

五　協定の発効の日　平成二十六年九月九日